

「町有施設への再生可能エネルギー等導入実証事業（PPA実証事業）」の実施事業者に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

町有施設（以下、「施設」という）への再生可能エネルギー等の導入により、再生可能エネルギーを最大限地産地消し、施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、停電を伴う非常時（以下、「非常時」という）には非常用電源としても活用することを目的とする。

2 本公募概要

- (1) 業務名 町有施設への再生可能エネルギー等導入実証事業（PPA実証事業）
（以下「本事業」という。）
- (2) 業務の内容 別紙「町有施設への再生可能エネルギー等導入実証事業（PPA実証事業）仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間 運転開始日から1ヵ年
※実証終了後は事業者からの申出があった際はPPA契約できるものとし、申出の無い場合は残価で買い取るものとする。
- (4) 募集スケジュール
 - ・実施の公表 令和4年12月1日
 - ・質疑受付期間 令和4年12月1日～12月12日（正午必着）
 - ・質疑回答日 令和4年12月16日（予定）
 - ・参加表明提出期間 令和4年12月12日～12月19日（17時必着）
 - ・参加資格審査結果通知 令和4年12月27日（予定）
 - ・企画提案書提出 令和5年1月4日～1月11日（正午必着）
 - ・辞退届の提出 令和5年1月6日（正午必着）
 - ・企画提案とヒアリング 令和5年1月中旬
 - ・事業者の決定 令和5年1月中旬
 - ・契約締結日 令和5年1月下旬以降

(5) 担当部署

瀬戸内町役場 企画課
〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地
電話0997-72-1112（企画課直通）
FAX 0997-72-1120（役場代表）
メールアドレスsangyou-r@town.setouchi.lg.jp

3 プロポーザル方式等の種別

公募型

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年度・令和5年度瀬戸内町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録の場合、参加表明書の提出までに登録すること。
- (4) 瀬戸内町による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (6) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (8) 本事業と類似の事業履行実績（平成29年度から令和3年度の期間において「高圧または低圧施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」の履行実績が2件以上）を有すること。ただし、実績は公共事業でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。
- (9) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、各資格証の写し（表・裏）を提出すること。
 - ①一級建築士
 - ②電気主任技術者（第3種以上）
- (10) 本公募は、単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次のすべての要件を満たしていること。
 - ① 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ② 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

5 実施の公表について

実施の公表は、令和4年12月1日（木）、瀬戸内町公式ホームページで行う。

6 質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受付けない。

- (1) 受付方法 質問書（様式1）を添付し、Eメールにより下記へ送信すること。

メールアドレス sangyou-r@town.setouchi.lg.jp

※件名を「町有施設への再生可能エネルギー等導入実証事業（PPA実証事業）」とすることとし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

- (2) 受付期間 令和4年12月1日～12月12日 正午必着
(3) 回答方法 令和4年12月16日(予定)までにEメール及び瀬戸内町公式ホームページにより回答する。

7 参加表明手続について(参加表明書の提出)

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

提出書類	様式等	添付書類
参加表明書	様式2	会社案内パンフレット等
同種業務実績調査書	様式3	契約書、履行証明書の写し
暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書	様式4	

- (2) 提出期間 令和4年12月12日～12月19日 17時必着
(3) 提出先 瀬戸内町役場 企画課
(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

8 参加資格要件の審査について

参加表明等の提出で示された書類に基づき、「4 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

- (1) 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨
(2) 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
※理由の説明要求手続きの詳細は、「参加資格審査結果通知書」に記載する。

9 企画提案書の提出について

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書の提出について
①提出期間 令和5年1月4日～1月11日 正午必着
②提出先 瀬戸内町役場 企画課
③提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

④提出書類及び提出部数

①企画提案表紙（様式5号） 1部

②企画提案書（様式6～様式10） 正1部 副7部

(2) 企画提案書の提出にあたっては、以下の事項に留意すること。

①所定の様式以外の書類については受理しない。

②プロポーザルの提出後、本町の判断により補足資料を求めることがある。

③提出された企画提案書等は、返却しない。

④提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用はしない。

ただし、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することはある。

⑤企画提案書は提出後の資料の追加、内容の変更は認められない。

1.0 企画提案書の作成について

企画提案書の作成は「町有施設への再生可能エネルギー等導入実証事業（PPA実証事業）」業務仕様書及び「(別紙3) 審査基準」を参考に、下記事項に従い、作成すること。提案は、(別紙1)の全ての候補施設を対象とし、次の項目に沿って行うこと。また、所定の様式に記載すること。

(1) 技術提案（様式6）

技術提案には、次の①から⑤までを必須事項として含め、また、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・(別紙1)に記載の各施設ごとの電力使用量実績
- ・施設の配置図・平面図・立面図、単線結線図等の図面は、希望する事業者に対して提供します。
- ・その他の資料について、希望する事業者に対して、企画提案書の作成に必要な場合のみ提供します。

①実施方針

- ・提案の基本方針、概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

②太陽光発電設備及び蓄電池設備容量

- ・各施設における想定設置量（太陽光発電設備定格出力(kW)、蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))を検討すること。
- ・蓄電池設備容量は、別紙「町有施設への再生可能エネルギー等導入実証事業（PPA実証事業）業務仕様書」の「蓄電池の容量(P3)」を一読し、施設ごとに最低限の仕様

水準を満たすこと。

- ・ 1施設ごとに想定した設備仕様及び設置量を算出・記載し、なお、(別紙1)の全ての施設において、設置可能を前提とすること。
- ・ 最終的な設置の可否については、事業予定者との協議において決定する。事業実施の考え方については、別紙「町有施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA事業）業務仕様」の「事業実施について（P2）」を参照すること。

③自家消費量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 1施設ごとに想定自家消費量を算出し、記載してください。なお、自家消費量を算出する際には、導入可否に関わらず、(別紙1)の全ての候補施設数とすること。
- ・ 想定する蓄電池の運転モード（充放電の運用方法）を示すこと。
- ・ 自家消費率を示し、合わせて設備設置容量と自家消費率の見積りの根拠（考え方）を示すこと。
- ・ 温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。

④設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- ・ 想定する設置場所、設置方法における、JIS C8955(2017)に定められている荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m²、基礎、パネル重量込み）を記載すること。
- ・ 想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を記載すること。

⑤町の特性を生かした独自提案

提案者が有する知識や技能、経験等を活かした、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー等の利用促進、持続可能なまちづくりなど、瀬戸内町ゼロカーボンシティの実現に資する提案を期待します。

(2) 実施体制（様式7）

①事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

②工事計画概要、実施体制、スケジュール

③町内事業者の活用

事業の実施に当たっては町内事業者を優先して選定することとし、提案者が行う業務における町内事業者の活用方法について記載すること。

- ④運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、スケジュール
- ⑤代表事業者の経営状況（過去5か年）
貸借対照表、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。
- ⑥工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- ⑦故障、緊急時の対応体制図
- ⑧事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(3) チェックリスト（様式8）

チェックリストの記載項目について、（様式6）及び（様式7）に記載をしたものに○をつけて、提出すること。

(4) 事業単価（様式9）

本事業における参考単価を記載すること。事業単価の考え方は別紙「町有施設への再生可能エネルギー等導入事業（PPA事業）業務仕様」の「事業費用（P2）に準ずること。

(5) 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて意向を申し出ること。

(6) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ①用紙の大きさは原則A4縦版とすること。
- ②文字は注記等を除き、原則として10ポイント以上の大きさとすること。
- ③文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- ④提案書には、様式5「企画提案書（表紙）」を除く全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
- ⑤本町の要求する事業内容をどのように実現するのかを分かりやすく記したスケジュールや、事業内容を実現するにあたっての具体的な方法や提出資料等の記載が漏れていた場合、評価が大幅に低くなることもあるため、余すことなく記載すること。
- ⑤提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載するおと。
- ⑥提案書の内容において、2通り以上に解釈できるような記載はしないこと。
- ⑦見易さに配慮すること。
- ⑧様式6、様式7について、1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも

可とする。

1.1 参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合、令和5年1月13日（正午）までに辞退届（様式任意）を瀬戸内町役場企画課に提出すること。

1.2 プロポーザルに係る審議

(1) 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、「町有施設への再生可能エネルギー等導入実証事業（PPA実証事業）」の実施事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会で行う。なお、審査会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを別途通知した日時・場所（令和4年12月中旬の予定）にて行う。（ただし、応募者数が多い時は提出書類で事前審査する場合があります、ヒアリング等に参加できないことがある。）

(3) 企画提案書の評価基準

参加表明書及び企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。評価基準は、別紙のとおりとする。

1.3 受託候補者の選定及び結果の通知・公表

受託候補者の選定については、審査会における審査基準に基づき行い、速やかに、企画提案書を提出した全ての者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

- (1) 結果の通知 令和5年1月下旬（予定）結果通知書の送付をもって通知する。
選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (2) 公表内容 受託候補者名及びその他必要な事項
- (3) 公表方法 瀬戸内町公式ホームページによる。

1.4 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- (1) 審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合
- (3) 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合

- (4) 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

1.5 契約に関する基本事項

- (1) 契約方法については、事業予定者と決定された者と随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) その他
 - 事業予定者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、審査会において、次順位であった者（一定点数を満たしている者に限る。）を新たな事業予定者として手続きを行うものとする。
 - ①本実施要領「4 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ②提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ③その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき

1.6 提案に係る費用の負担に関する事項

参加表明書及び企画提案における書類作成、提出及びヒアリング出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提出者の負担とする。

1.7 その他必要な事項

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (8) 参加表明書等押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。